

事業系ごみの処理ガイドブック

(令和5年4月～)

高萩・北茨城広域事務組合
(高萩市、北茨城市)

事業系ごみの処理責任

事業所等から出るごみは、量の多少に関わらず、事業者等が自ら処理する責任があります。また、事業活動に伴って発生した廃棄物の再生利用等を行うことでその減量に努める必要があります。

□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条

- 1 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

○ 不法投棄や野外焼却は犯罪です。

一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却（野焼き）したりすることは、法律により禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が科せられます。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金
又はその両方が科せられます。

○ ごみの減量化、資源化を進めましょう。

ごみの減量化、資源化を進める（3Rを行う）ことで、ごみ処理費の削減や企業のイメージアップにもつながります。3Rとは、

(Reduce リデュース) 「ごみの発生を減らす」

- ・紙の使用量を減らす（ペーパーレスの推進）
- ・使い捨て用品を使わない

(Reuse リユース) 「ものを繰り返し使う」

- ・裏面が使える紙は、コピーやメモ用紙で利用する

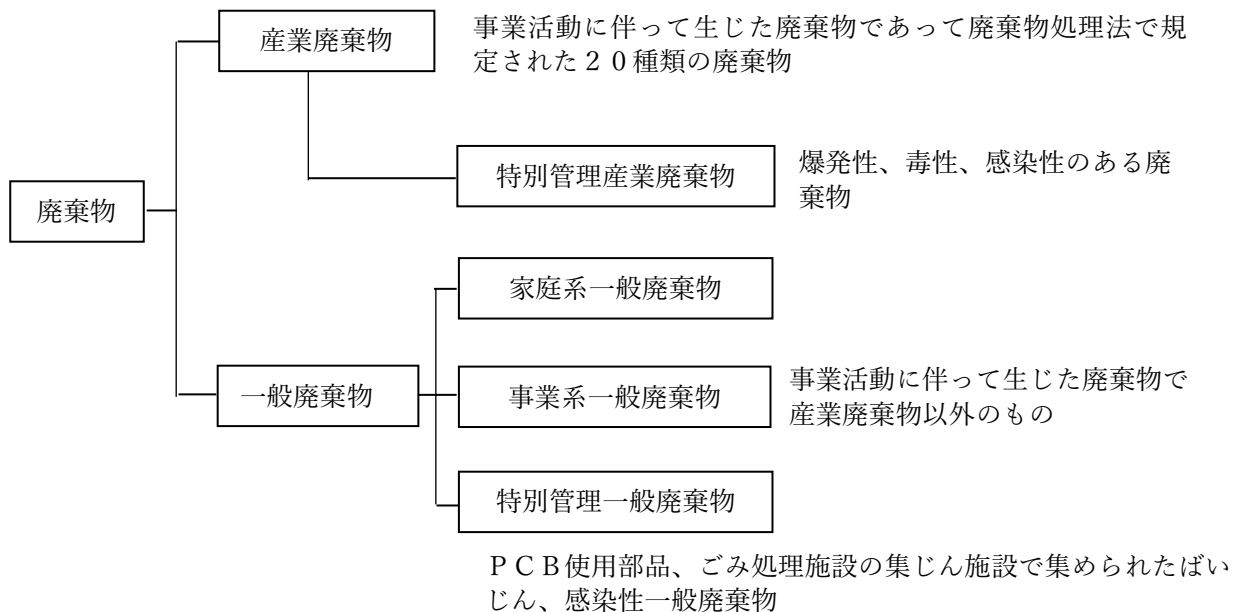
(Recycle リサイクル) 「できるだけ資源として使う」

- ・資源となるものはリサイクル業者に回収してもらう
- ・事業所内にリサイクル（分別）箱を設置する

廃棄物の分類、区分

事業系ごみは、ごみの種類や発生場所などから「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。それぞれ、処理の方法が異なりますので、正しく分別し適正に処理してください。

○ 廃棄物の分類



○ 「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の区分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第2条第4項第1号）で定められている20種類の産業廃棄物は、どの業種から出ても産業廃棄物になるものと、特定の業種から出た場合に産業廃棄物になるものがあります。

詳細は、3、4ページを確認してください。

□ どの業種から出ても産業廃棄物になるもの

種類	対象例	排出事業所例
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、 炉清掃排出物（すす）等	全事業所 （浴場、焼肉店、事務所等）
汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状の物	全事業所（工場、飲食店、旅館等）
廃油	エンジン油などの鉱物性油、溶剤 等	全事業所 （ガソリンスタンド、塗装業等）
廃酸	酸性の廃液を含むもので写真定着液、アルコール発酵廃液 等	全事業所 （写真現像所、食品製造業等）
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、 自動車用不凍液 等	全事業所
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール 等	全事業所
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル 等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店 等
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当等のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、包装材、発泡トレイ、ペットボトル 等 ^{注1)}	会社事務所等
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、 天然ゴム製器具等	全事業所
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属鍋、金属缶 等	全事業所
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品 等 ^{注1)}	会社事務所等
ガラスくず、 コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、 タイル、瓦、石膏ボード 等	全事業所
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん（飲料ビン） ^{注1)}	会社事務所等
鉱さい	炉の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	全事業所（製綱・製綱圧延業等）
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片 等	全事業所
ばいじん	ばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	全事業所（ばい煙発生施設）

※ は、清掃センターに搬入できるもの。

注1) 飲料缶等の金属容器、飲料びん、ペットボトルは、きれいに洗浄されているものだけに限り受入します。また、ペットボトルは、キャップを取り外して、ラベルを剥がしてください。荷降ろしは搬入者自らが行うため、予め分別して搬入してください。

□ 特定の業種から出た場合に産業廃棄物になるもの

種類	対象例	排出事業所例	一廃	産廃
紙くず	包装材、段ボール、壁紙 等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		○
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍 等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		○
	新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙 等	会社事務所、スーパー、飲食店 等	○	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材 等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		○
	残材、チップ、おがくず 等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		○
	木製机、テーブル、椅子、梱包材等	会社事務所、飲食店等	○	
		物品賃貸業に係る廃木製品		○
	木製電柱、木製電線ドラム 等	電気工事業		○
	測量杭・測量ポール	測量業	○	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	○	
	河川・道路管理等に伴う流木、木くず	国、県、市等の管理者	○	
	間伐材	育林業	○	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		○
	木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		○
繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		○
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業		○
		繊維製品製造業	○	
	合成繊維くず（廃プラスチック類に該当）	繊維製品製造業、製糸業、紡績業		○
布製の衣類、布団、座布団 等	百貨店、スーパー、寝具店等	○		
動植物性残さ（生ごみ）	魚、獣の骨、内蔵のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず 等	食料品製造業、パン・菓子・めん類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業 等		○
		卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル、給食センター 等	○	
	賞味期限切れの製品くず	卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等	○	
動植物性固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		○
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	○	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等、毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業 等		○
	ペット、動物園等のふん尿 ^{※2}	ペットショップ、犬猫病院、動物園 等	○	

種 類	対象例	排出事業所例	一 廃	産 廃
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等、毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、 養豚業、養鶏業 等		○
	ペット、動物園等の動物の死体 ^{注2)}	ペットショップ、犬猫病 院、動物園 等	○	
産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃 棄物に該当しないもの 汚泥のコンクリート固化物 等		廃棄物処理施設 等		○

※ は、清掃センターに搬入できるもの。

注2) 清掃センターでは、ごみと一緒に焼却することとなりますので、できる限りペット専用
火葬場で火葬やペット霊園等で埋葬するようにしてください。また、搬入する際は、事前
に清掃センターに連絡し、搬入方法等の協議を行ってください。

事業所・店舗のごみは、家庭用のごみ集積所には出せません

○事業所、店舗等からでるごみは、その種類に応じて「産業廃棄物の場合は、産業廃棄
物収集運搬業・処理業許可業者に処理を依頼する」又は、「事業系一般廃棄物の場合は、
一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するか、自ら清掃センター等に搬入する」
等、適正に処理してください。

一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する場合

一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する場合は、下記の許可業者に委託してください。なお、業者によっては、取り扱えない品目がありますので、事前に許可業者に確認してください。

また、許可業者は、許可を受けた市を超えて収集することができません（一般廃棄物広域認定制度の認定事業者を除く。）ので、必ず事業所等所在地域（市）の許可業者を選定してください。


□一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（事業所限定許可を除く。五十音順）

地 域	許可業者名	住 所	電話番号
高萩市内	(有)エムエスケイコーポレーション	日立市東滑川町	0294-22-1543
	(株)国昌リサイクルセンター	高萩市島名	23-4611
	日和サービス(株)	日立市東成沢町	0294-38-1121
	(有)元クリーン	北茨城市磯原町	42-0903
	(株)松原組	日立市国分町	0294-33-0820
	(株)水越	日立市鮎川町	0294-36-2545
	(株)ヤマサエコ、ネットサービス	高萩市高戸	22-2736
	(有)渡辺重機	高萩市安良川	22-3620
北茨城市内	(株)向洋	北茨城市関南町	46-4711
	向洋産業(株)	北茨城市関南町	46-5676
	新和企業(有)	北茨城市中郷町	42-5211
	(有)鈴木運輸	北茨城市中郷町	42-1192
	(有)元クリーン	北茨城市磯原町	42-0903


・許可業者ごとに、廃棄物の種類、収集量、収集の頻度などによって料金は変わってきますので。詳しくは許可業者にご相談ください。

○一般廃棄物収集運搬の許可に関する問い合わせ先

- ・**高萩市内**の収集運搬許可取得業者に関すること。許可申請等に関すること。

高萩市環境市民協働課 高萩市本町1-100-1
 ; 23-7031 FAX ; 22-0106
 E-mail ; kankyou@city.takahagi.lg.jp

- ・**北茨城市内**の収集運搬許可取得業者に関すること。許可申請等に関すること。

北茨城市生活環境課 北茨城市磯原町磯原 1630
 ; 43-1111 (内線 371) FAX ; 43-1108
 E-mail ; kankyou@city.kitaibaraki.lg.jp

清掃センターに自己搬入する場合

○ 持込み先

高北清掃センター 北茨城市中郷町小野矢指 959-1 (☎44-8853)

○ 持込み手数料

20 キログラムまで 230 円 (以降 10 キログラムごとに 230 円加算) ※消費税込み

○ 持込み時間

月曜日から土曜日 (祝日開場。12 月 31 日から 1 月 3 日までの年末年始は閉場。)

午前：9 時から 12 時まで、 午後：1 時から 4 時 30 分まで

※持込み時間の 12 時及び午後 4 時 30 分は、閉鎖時間となりますので、それまでに退場できるように余裕を持って入場してください。

※3 月下旬から 4 月上旬、ゴールデンウィーク、年末年始は、特に混みあいますので、時期をずらす等の混雑緩和にご協力をお願いします。

○ 受入れできないごみ

- ・高萩市、北茨城市以外から出たごみ
- ・産業廃棄物
 - ※P3 の「どの業種から出ても産業廃棄物になるもの」の受入可能物を除く
- ・特別管理産業廃棄物
- ・特別管理一般廃棄物
 - (病院、診療所、介護老人保健施設、動物病院等から排出される血液等の付着した包帯、脱脂綿、ガーゼ、紙くずなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのあるもの等)
- ・清掃センターで処理出来ない種類のごみ (処理不適物及び処理困難物等)
- ・清掃センターへの持込ごみを排出者自身 (事業所の場合は従業員)、一搬廃棄物収集運搬許可業者以外の者が搬入する場合
- ・施設の機能を損なうおそれのあると判断されるもの
- ・パソコン、家電リサイクル対象 4 品目

○ 搬入時の注意事項

- ・社員証などで事業所の所在の確認をさせていただきます。
- ・事業所の所在が確認できない時は、お受けできない場合があります。
- ・搬入されたごみは、持込んだ方ご自身で荷降ろししてください。
- ・ごみの現物を確認させていただき、お持ち帰りいただく場合があります。
- ・施設能力の限界を越えるとき、施設の機能を損なうおそれのあるとき、施設の管理上不適当と認めるときは、お受けできない場合があります。

廃棄物の区分が分かりづらいもの等の処理

○ 事業所から排出されるパソコンと家電

□ 事業系パソコン

事業所から排出されるパソコンは、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、製造メーカー等がリサイクルを行います。

回収方法や処理料金は、製造メーカーへ問い合わせてください。

詳しくは、パソコンメーカー等で構成する「一般社団法人パソコン3R推進協会」のホームページ（<http://www.pc3r.jp/>）を参照してください。

□ 家電4品目

事業所から排出される「テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機」のうち、家庭用として製造されているものはメーカーがリサイクルを行います。

購入した販売店又は買換えをする販売店に引き取りを依頼し、処理してください。購入した販売店又は買換えをする販売店で引き取り出来ない場合は、次の方法で処理してください。

1) 最寄りの郵便局でリサイクル券を購入して、指定引取場所に持ち込む

〔近隣の指定引取場所〕

関東西濃運輸(株)日立営業所 日立市神田町字久下沼後 1371-1
☎ 0294-54-0111

2) 家電リサイクル券を取り扱える収集運搬許可業者に依頼する

区域	許可業者名	連絡先等
高萩市	(株)ヤマサエコ、ネットサービス	高萩市高戸 262-1 ☎22-2736
北茨城市	(株)向洋	北茨城市関南町神岡下 219-6 ☎46-4711

※事業所の所在する市内の業者に委託してください。

【注意事項】

業務用として製造、販売されている機械器具は産業廃棄物に該当します。

(例) 冷蔵・冷凍ショーケース、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、自動販売機、コインランドリー用洗濯機、業務用エアコン 等

産業廃棄物を委託する場合の注意点

・産業廃棄物の処理を委託する際は、収集運搬業、処分業のそれぞれの許可を持った業者に委託する必要があります。

また、許可は産業廃棄物の種類（品目）ごとに取得するため、処理を委託する産業廃棄物の種類や方法が許可事業の範囲に含まれていることを、あらかじめ産業廃棄物処理業者の許可証で確認しておく必要があります。

・収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ書面による契約を直接締結（委託契約書は5年間の保存）する必要があります。

○ 福祉施設等から排出される使用済紙おむつ及び感染性廃棄物

◎環境省の「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン（令和2年3月）」において、使用済の紙おむつの大部分を占めるものは、し尿である実態が示されたなどの理由から、福祉施設等から排出される使用済紙おむつは「一般廃棄物」として取り扱います。
なお、使用済紙おむつの廃棄物の区分は、次のとおりとなります。

排出場所	廃棄物の区分
居住性のある高齢者入居施設等	家庭系一般廃棄物
居住性のない高齢者入居施設等	事業系一般廃棄物
事業所（幼稚園、保育所等）	事業系一般廃棄物

※詳細は、11 ページで確認してください。

◎医療機関等において使用された紙おむつは、感染性疾患の患者が使用した「感染性廃棄物」と非感染性の患者が使用した事業系一般廃棄物とに分けられます。

「感染性廃棄物」は、法律の定めによって、特別管理一般廃棄物として処理されなければなりません。

□感染性廃棄物の判断基準

感染性廃棄物の具体的な判断にあたっては、次の1から3により判断することとなります。

1 形状の観点

- (1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物
（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの

2 排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

3 感染症の種類

- (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- (2) 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）

・通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

◎医療機関等から発生する廃棄物は、次の1)～3)の3つに区分して管理する必要があります。

また、産業廃棄物や感染性産業廃棄物を一般廃棄物として清掃センターに搬入するなどの不適正処理が起きないように適切に分別・保管し、それぞれの処理委託先にて適正に処理してください。

分別・保管を適切に行わないことは、廃棄物処理法の違反はもとより、収集等を行う廃棄物処理業者に感染や怪我を生じさせることとなりますので、徹底した分別・保管を行ってください。

1) 事業系一般廃棄物 (非感染性)

- ・診察室や待合室などで発生する紙くず、繊維くず等
(紙ごみ、血液等の付着の程度が少ないガーゼ、包帯、脱脂綿等)。

【処理委託先】 所在市の許可を得た一般廃棄物処理業者に委託
又は自ら清掃センターに搬入

2) 産業廃棄物 (非感染性)

- ・診察室などで発生する血液等の付着の程度が少ない廃プラスチック類、
ガラス・陶磁器くず、廃酸、廃アルカリ等

【処理委託先】 茨城県の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託

3) 感染性廃棄物 (感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物の混合可)

- ・感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある
廃棄物 (特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物に該当)

※感染性廃棄物について、2) 産業廃棄物 (非感染性) と別の形態、方式で処理を行う場合は、分別することが必須となりますが、分別することによる感染リスクがある場合など分別が困難な場合には、全体を感染性廃棄物として併せて処理することができます。

【処理委託先】 感染性産業廃棄物の許可を得た特別管理産業廃棄物処理業者に委託

○感染性廃棄物については、廃棄物の取扱者に廃棄物の種類が判別できるようにし、梱包やその後の処理が安全かつ適正に行うことができるようにするため、環境省環境再生・資源循環局の定める「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(以下「マニュアル」と言う。)において、その性状に応じて次の3種類に区分して容器に密閉し、性状に応じた色のバイオハザードマークを付けることを推奨しています。

- ・液状又は泥状のもの (血液等) :
赤色のバイオハザードマーク (廃液等が漏洩しない密閉容器)
- ・固形状のもの (血液等が多量に付着したガーゼ等) :
橙色のバイオハザードマーク (丈夫な二重のプラスチック袋
又は堅牢な容器)
- ・鋭利なもの (注射針等) :
黄色のバイオハザードマーク (耐貫通性のある堅牢な容器)

注) ただし、マニュアルで定められた手術室、検査室などの排出場所において治療、検査等に使用された後、排出されたものは、3) の感染性廃棄物となります。

□ 使用済み紙おむつが発生する施設の廃棄物区分一覧

分類	種類	属性		廃棄物の区分
		医療系	居住性	
介護 保険	通所介護（デイサービス）		無し	事業系一般廃棄物
	通所リハビリテーション（デイケア）	○		事業系一般廃棄物
	特定施設入居者生活介護		有り	家庭系一般廃棄物
	短期入所生活介護（ショートステイ）		無し	事業系一般廃棄物
	短期入所療養介護	○		事業系一般廃棄物
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		有り	家庭系一般廃棄物
	介護老人保健施設	○		事業系一般廃棄物
	介護療養型医療施設（療養病床等）	○		事業系一般廃棄物
	小規模多機能型居宅介護		無し	事業系一般廃棄物
	地域密着型特定施設入居者生活介護		有り	家庭系一般廃棄物
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		有り	家庭系一般廃棄物
	認知症対応型通所介護		無し	事業系一般廃棄物
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		有り	家庭系一般廃棄物
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	○		事業系一般廃棄物
	地域密着型通所介護		無し	事業系一般廃棄物
	介護医療院	○		事業系一般廃棄物
高齢 福祉	養護老人ホーム		有り	家庭系一般廃棄物
	軽費老人ホーム（ケアハウス）		有り	家庭系一般廃棄物
	軽費老人ホーム（B型）		有り	家庭系一般廃棄物
	有料老人ホーム（住宅型）		有り	家庭系一般廃棄物
障が い 福祉	施設入所支援		有り	家庭系一般廃棄物
	療養介護		無し	事業系一般廃棄物
	生活介護		無し	事業系一般廃棄物
	短期入所		無し	事業系一般廃棄物
	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）		無し	事業系一般廃棄物
	共同生活援助（グループホーム）		有り	家庭系一般廃棄物
	福祉型障害児入所施設		有り	家庭系一般廃棄物
	児童発達支援		無し	事業系一般廃棄物
	放課後等デイサービス		無し	事業系一般廃棄物
	地域活動支援センター		無し	事業系一般廃棄物
	日中一時支援		無し	事業系一般廃棄物
小規模作業所		無し	事業系一般廃棄物	
※	救護施設		有り	家庭系一般廃棄物

※生活保護

問合せ先一覧

問い合わせ内容	担当部署	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量、リサイクルの啓発 ・不法投棄・野焼きに関する事 ・一般廃棄物処理業者の許可、監督に関する事 ・ごみ集積所に関する事 	(高萩市内の場合) ・高萩市 環境市民協働課	23-7031
	(北茨城市内の場合) ・北茨城市 生活環境課	43-1111 内線 371
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業者の許可、監督に関する事 	茨城県 廃棄物規制課	029-301-3027
<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物の高北清掃センターへの受入れに関する事 ・本書に関する事 	高萩・北茨城広域事務組合 環境総務課	44-8853